

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第253号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(管理の特例に関するこの規則の規定の準用)

第22条 第3条から第21条まで(第4条の2、第6条から第9条まで、第17条及び第17条の2を除く。)の規定は、条例第36条の規定により公社が公営住宅及びその付属施設の管理を行う場合について準用する。ただし、市長が公社との協議により別段の定めをしたときは、この限りでない。

別表第3 2平成15年度の項を次のように改める。

平成15年度	54.87平方メートル	21,600
	69.54平方メートル	27,500
	85.77平方メートル	36,100
平成16年度	17.19平方メートル	6,100
	55.54平方メートル	20,000
	56.05平方メートル	20,200

	71.42平方メートル	25,800
	72.13平方メートル	26,000
	73.32平方メートル	26,500
平成17年度	69.68平方メートル	27,500

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)